

平成29年第8回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成29年7月20日(木) 午前10時15分

2 閉会 平成29年7月20日(木) 午前11時29分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘(臨時議長)

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 職務及び説明のため出席した者の職氏名

市長 片岡 聡一

農業委員会事務局

局長 前田 英子 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝

6 議事録署名委員

1番委員 3番委員

7 本日の議事日程

日程第1 議席の決定

日程第2 会長の選出について

日程第3 議事録署名委員の指名

- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 会長代理の選出について
- 日程第6 総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員評価委員の選出について
- 日程第7 総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領の制定について
- 日程第8 総社市農業委員会運営委員会委員の選出について
- 日程第9 特別委員会の設置及び特別委員会委員の選出について
- 日程第10 総社市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- 日程第11 総社市耕作放棄地対策協議会委員の推薦について
- 日程第12 総社市都市計画審議会委員の推薦について

8 付議事件及びその結果

原案どおり可決

9 議事経過の概要

次のとおり

開会 午前10時15分

(局長)

皆様、ご起立願います。

礼

ご着席願います。

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、本市では新制度による初めての農業委員の任命が先ほど行われました。

本総会は、農業委員の任期満了による任命後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、市長が招集しております。

それでは、初めに招集にあたりまして、片岡市長からご挨拶を申し上げます。

(市長)

皆さん改めまして、よろしくお願いたします。

新制度になって初めて開催される農業委員会であります。気持ちも新たに取り組んでいきたいと思っております。

市長が任命するということになったことは、人事案件を議会へ提出してその過半数を得ないといけないこととなります。ということは、副市長を任命すること、教育長を任命することと同じ行為が行われることとなります。市長に対する信任ということもなかろうかと思っております。本会議で農業委員さんの可否を問う場面でドキドキいたしましたでしたが、満場一致で同意されたということは非常に良かったことと思っております。

委員の皆さんへ、全国市長会というものがあります。北海道から沖縄まで814の市長で構成をされています。当時、大阪市の橋下さんはこの会議に出席しませんでした。この方を除いて全員が出席しておりました。新しい大阪市長は出席をしています。

よく地方6団体という言葉をお聞きになると思いますが、この会が地方6団体の一つになります。

全国市長会には、4つの政策を決定する委員会があります。経済委員会、財務委員会、行政委員会、社会文教委員会です。

この経済委員会の委員長に、はからずにも私がなることになりました。委員長には東京大学法学部卒、財務委員会であれば財務省出身の市長が就いていました。私が委員長に就くことが異例中の異例であります。委員長は選挙によって選ばれたんですが、候補者になった理由が、農地転用の許可権限を巡って一生懸命汗をかいていた岡山県総社市長という項目で選ばれました。ということは、農地転用の許可権限を巡って生まれた経済委員長ということになります。

先般、全国市長会を代表いたしまして農林水産省へ地方の提言等を行いました。そういう意味では農業委員会、農政問題に対して発言権を持っているポジションにあります。また、総社市が発信

していける環境にありますので、そのようなことも利用しながら、総社市の農業の発展に尽くしていきたいと思えます。

今、農業を取り巻く環境は、私は荒波とか厳しいとかというつもりはありません。今が一番のチャンスだと思え頑張っていきたいと思えます。かつて、●●●●●さんとお話をしました。農地が荒れている土地が沢山ある。担い手がいない時こそ桃農家にとってはチャンスだととらえて生産を拡大していくべきであるというお話をしたことがあります。今、我々が居る環境の中で、さまざまな担い手不足であると言われてはいますが、チャンスととらえパワーを持ってやらなければならないと思えますので、ぜひ前向きに頑張っていきましょう。一致団結して総社市の農業を守るのではなく、育てて発展させていくチームで頑張っていきたいと思えますので、是非お力をお貸しいたきたいと思えます。

任期の間、更に頑張つてご活躍をいただきますようによろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。

どうもありがとうございます。

(局長)

ありがとうございました。

市長は、公務のためここで退席いたします。

【市長退席】

(局長)

次に、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

あいうえお順となっております席の順にお願いします。

【農業委員自己紹介】

(局長)

続きまして、事務局職員から自己紹介を申し上げます。

【事務局職員自己紹介】

(局長)

開会の前に、総社市農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

総社市農業委員会憲章は、お手元に配布いたしております。

皆様、ご起立願います。

【総社市農業委員会憲章を唱和】

(局長)

ご着席願います。

本日は、任命後初めての総会であります。

会長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定に準じ、年長の委員が臨時に議長の職務を行うことといたします。

ただ今の出席委員中、小原弘委員が年長の委員でありますので、臨時議長をよろしく願いいたします。

それでは、小原弘委員、議長席へ願います。

【議長席へ移動】

(臨時議長)

ただ今、ご紹介をありがとうございました小原でございます。

地方自治法第107条の規定に準じ、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今の出席は、15人全員でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する、在任する委員の過半数が出席していますのでご報告申し上げます。よって、総会が成立していることを報告いたします。

ただ今より、平成29年第8回総社市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしております日程表のとおり会議を進めて参りますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、発言される場合は、次にくじ引きで議席番号が決まりますので、議席番号を言ってから発言をしてください。

また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

【日程第1】

(臨時議長)

それでは、日程第1、議席の決定を行います。

総社市農業委員会会議規則第3条の規定により、委員の議席は、任命後初めて招集された総会において、くじで決め、その議席に番号を付けることになっております。

それでは、現在、着席されております議席番号の若い方から、くじを引いていただければと思います。

よろしく願いいたします。

くじ引きをお願いいたします。

(委員)

【くじ引き】

(臨時議長)

座席番号は、くじ引きの数字の座席へ移動をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

議席及び番号は、ただ今、着席のとおり決定いたします。

【議席への移動】

【日程第2】

(臨時議長)

それでは、3年間はこの議席は変わらないのでよろしく願いいたします。

皆さん頑張ってください。

次に、日程第2、会長の選出について議題といたします。

この際、しばらく休憩いたします。

【午前10時35分から午前10時36分まで休憩】

(臨時議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙の方法について、いかがな方法により行いましょうか。

(11番委員)

選考委員会委員による指名推選がいいと思います。

(臨時議長)

ただ今、ご発言のありました選考委員会委員による指名推選という意見がありましたが、他に
ご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(臨時議長)

ないようですので、選挙の方法は、選考委員会委員による指名推選ということに決定いたしました。
また、選考委員会委員の選出は、いかがいたしましょうか。

(11番委員)

臨時議長の指名でいいと思います。

(臨時議長)

他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(臨時議長)

選考委員の選出は、先ほど委員の方から意見がありましたように臨時議長で選考委員指名させて
いただきたいと思います。それでは、農業委員の経験の長い人からの年齢の順番に選考委員を指名
させていただきます。

私から選考委員会委員を指名いたします。

1番委員、3番委員、9番委員、10番委員、12番委員、14番委員の以上6人を指名したい
と思いますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしということですので、選考委員会委員は、1番委員、3番委員、9番委員、10番委
員、12番委員、14番委員の6人に決定いたしました。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際しばらく休憩いたします。

【午前10時39分から午前10時41分まで休憩】

(臨時議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会の代表の方は、選考結果を報告願います。

(9番委員)

選考委員会の結果を報告します。

慎重に審議したところ、満場一致で10番委員を会長に指名推選することに決しましたことをご報告いたします。

(臨時議長)

ただ今、選考委員会から報告がありました10番委員を臨時議長が会長に指名することにいたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

ご異議ありませんか。

(委員)

異議なし

(臨時議長)

ご異議なしと認めます。

よって、会長に10番委員を指名いたします。

ただ今、臨時議長において指名いたしました、10番委員を会長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(臨時議長)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました10番委員が会長に当選されました。

この際、会長からご挨拶があります。

(会長)

皆様、大変ご苦労様です。

ご指名にあずかりましたが、微力ながら一生懸命会長として務めさせていただきます。また、苦難になりましたら皆さん方と一緒に取組んでいただきたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いをいたします。

(臨時議長)

ただ今、会長よりご挨拶があり、会長が就任されました。

それでは、議長は会長が務めることになっておりますので、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議事進行のご協力ありがとうございました。

【臨時議長から会長へ交代】

(会長)

それでは、ここから、私が議事を進行いたしますので、ご協力をお願いいたします。

【日程第3】

(会長)

次に、日程第3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、3番委員の2人を指名いたします。

【日程第4】

(会長)

次に、日程第4、会期の決定を行います。

総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により、本日1日限りと決定いたします。

【日程第5】

(会長)

次に、日程第5、会長代理の選出についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理することとされています。

このことから、会長代理を選出するものであります。

会長代理の選挙の方法について、いかがな方法により行いましょうか。

(11番委員)

選考委員会委員による指名推選がいいと思います。

(会長)

選考委員会委員による指名推選という意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、選考委員会委員による指名推選の方法により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、会長代理の選挙の方法は、私を除く選考委員会委員の指名推選とすることに決定いたします。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

【午前10時47分から午前10時49分まで休憩】

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会委員の代表の方は、選考結果を報告願います。

(9番委員)

選考委員会の結果を報告いたします。

慎重に審議したところ、1番委員を会長代理に指名推選することに決しましたことをご報告いたします。

(会長)

選考委員会から報告がありました1番委員を会長において会長代理に指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、会長代理に1番委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、会長において指名いたしました

1番委員を会長代理の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました1番委員が会長代理に当選されました。

この際、会長代理からご挨拶があります。

(1番委員)

古いだけの人間でありまして、前期に引き続きまして会長代理を務めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(会長)

1番委員、会長代理の席へ移動をお願いいたします。

【日程第6】

(会長)

次に、日程第6、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員評価委員の選出について議題といたします。

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程第1条の規定により、農業委員会等に関する法律第17条に規定する総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者を評価するため、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を設置することとされております。

同規程第3条の規定により、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者を評価するにあたり評価委員会の委員として、会長、会長代理、農業委員会総会で選出された者3人で組織することとされています。このことから、3人を選出するものであります。

3人の選出方法につきまして、いかがな方法により行いましょうか。

(7番委員)

選考委員会委員による選考がいいと思います。

(会長)

選考委員会委員による選考という意見がありました，他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので，選考委員会委員による選考により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって，評価委員会の委員 3 人の選出方法は，私を除く選考委員会委員で選考することに決定いたしました。

それでは，選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際，しばらく休憩いたします。

【午前 10 時 53 分から午前 10 時 55 分まで休憩】

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会の代表の方は，選考結果を報告願います。

(9 番委員)

選考委員会では，慎重に審議したところ，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員に 3 番委員，7 番委員，11 番委員の 3 人を選考することに決定したことを報告いたします。

(会長)

選考委員会から報告がありました，

3 番委員，7 番委員，11 番委員の 3 人を総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員に選出することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

3 番委員，7 番委員，11 番委員の 3 人を総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員に選出することに決定いたしました。

【日程第7】

(会長)

次に、日程第7、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領の制定について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(局長)

事務局から説明をいたします。

お手元に配布しておりますので事務処理要領をご覧ください。

この要領は、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者の評価を行う上で必要事項を定めるものです。

まず、第1条で趣旨について、第2条で評価方法について定めています。評価方法は、一般評価を20点、実態評価80点です。一般評価と5人の評価委員の実態評価の平均点の合計で、担当区域に分けて順位をつけます。

実態評価については、記載しておりますように8項目、それぞれ10点満点としています。

次に一般評価については、4項目を、それぞれ5点満点としています。

次に第3条で、この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定めるとしています。また、附則として、この要領は、平成29年7月20日から実施することとしております。

以上で要領についての説明を終わります。

今後の推進委員の委嘱までの予定について報告します。

本日、この総会の後、評価委員会を開催します。先ほど選出されました評価委員の方は、よろしくをお願いいたします。その後、農業委員会総会において、本日開催される評価委員会からの報告を受けて、推進委員の候補者を決定します。8月1日に農地利用最適化推進委員への辞令交付を行う予定であります。

(会長)

ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

お諮りいたします。

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領を制定することについて、ご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領は制定されました。

【日程第8】

(会長)

次に、日程第8、総社市農業委員会運営委員会委員の選出についてを議題といたします。

総社市農業委員会運営委員会規程第3条の規定により、この委員会の構成委員は6人とされております。運営委員会は、会長、会長代理及び委員4人をもって構成するとされていることから、会長及び会長代理を除く4人の運営委員を選出するものであります。

ここで、委員の皆様にお諮りしたいことがあります。

これまで運営委員の中から、農地担当1人、農政担当1人を選出していましたが、今期はいかがいたしましょうか。

(11番委員)

農地担当、農政担当は今までどおり設置した方がいいと思います。

(会長)

農地担当及び農政担当を設置との意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、お諮りいたします。今期も運営委員の中から農地担当1人、農政担当1人を選出することにご異議はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、運営委員の中から農地担当1人、農政担当1人を選出することに決定いたしました。

次に、運営委員4人の選出及び運営委員4人の中からの農地担当1人、農政担当1人の選出方法

につきまして、いかがな方法により行いましょうか。

(7番委員)

選考委員会委員による選考がいいと思います。

(会長)

選考委員会委員の選考という意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、選考委員会委員による選考の方法により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、運営委員4人の選出及び運営委員4人の中からの農地担当1人、農政担当1人の選出方法は、私を除く選考委員会委員で選考することに決定いたしました。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

【午前11時1分から午前11時3分まで休憩】

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員の代表の方は、選考結果を報告願います。

(9番委員)

選考委員会では、慎重に審議したところ総社市農業委員会運営委員会委員に3番委員、8番委員、11番委員、14番委員の4人を選考することに決定しました。

また、農地担当に3番委員、農政担当に14番委員を選考することに決定したことを報告いたします。

(会長)

ただ今、選考委員会から報告がありました3番委員、8番委員、11番委員、14番委員の4人を総社市農業委員会運営委員会委員に選出すること。また、3番委員を農地担当、14番委員を農政担当に総会において選出することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

3番委員，8番委員，11番委員，14番委員の4人を総社市農業委員会運営委員会委員に選出することに決定いたしました。また，3番委員を農地担当，14番委員を農政担当に選出することに決定いたしました。

【日程第9】

(会長)

次に，日程第9 特別委員会の設置及び特別委員会委員の選出についてを議題といたします。特別委員会の設置については，総社市農業委員会会議規則第25条第1項の規定により，必要がある場合は，会議に諮って設けることができることとなっています。

これまで，農業委員会は，総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会を特別委員会として設置しておりました。

事務局から総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会の内容について，説明をお願いします。

(局長)

特別委員会の内容について説明をいたします。

総社市遊休農地対策特別委員会は，農地パトロールなど遊休農地の解消に向けた方策について，検討・協議することを目的として設置するものです。

また，総社市農業委員会だより編集特別委員会は，年2回発行しております農業委員会だよりの編集方針及び編集内容等を検討することを目的として設置するものです。

(会長)

今期につきましても，この2つの特別委員会を設置したいと思いますが，ご意見等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので，お諮りいたします。

総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

続きまして、それぞれの特別委員会委員の定数についてお諮りいたします。

これまで、総社市遊休農地対策特別委員会が9人、総社市農業委員会だより編集特別委員会が7人の委員定数でありました。

今期につきましては、新農業委員会体制へ移行したことなどから、総社市遊休農地対策特別委員会の定数を6人、総社市農業委員会だより編集特別委員会の定数を6人にしたいと思います。

このことについて、ご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

総社市遊休農地対策特別委員会の定数を6人、総社市農業委員会だより編集特別委員会の定数を6人にすることにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、総社市遊休農地対策特別委員会の定数を6人、総社市農業委員会だより編集特別委員会の定数を6人とすることに決定いたしました。

次に、総社市遊休農地対策特別委員会委員及び総社市農業委員会だより編集特別委員会委員の選出についてであります。総社市農業委員会会議規則第26条の規定により、特別委員は総会において選挙するとあります。

総社市遊休農地対策特別委員会委員及び総社市農業委員会だより編集特別委員会委員の選挙の方法について、いかがな方法により行いましょうか。

(11番委員)

選考委員会委員による指名推選がいいと思います。

(会長)

選考委員会委員による指名推選という意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、選考委員会委員による指名推選の方法により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、私を除く選考委員会委員の指名推選とすることに決定いたしました。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

【午前11時9分から午前11時11分まで休憩】

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会の代表の方は、選考結果を報告願います。

(9番委員)

選考委員会では、慎重に審議したところ、総社市遊休農地対策特別委員会委員に3番委員、7番委員、8番委員、9番委員、10番委員、15番委員の6人を指名推選することに決定いたしました。

また、総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に2番委員、5番委員、6番委員、12番委員、13番委員、14番委員の6人を指名推選することに決しましたことを報告いたします。

(会長)

選考委員会から報告のありました総社市遊休農地対策特別委員会委員に3番委員、7番委員、8番委員、9番委員、10番委員、15番委員の6人を会長において指名することにいたしたいと思っております。

また、総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に2番委員、5番委員、6番委員、12番委員、13番委員、14番委員の6人を会長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、会長において総社市遊休農地対策特別委員会委員に3番委員、7番委員、8番委員、9番委員、10番委員、15番委員を指名することにいたしたいと思っております。

また、総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に2番委員、5番委員、6番委員、12番委員

員， 13番委員， 14番委員を指名します。

お諮りいたします。

ただ今，会長において指名いたしました総社市遊休農地対策特別委員会委員に3番委員，7番委員，8番委員，9番委員，10番委員，15番委員，総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に2番委員，5番委員，6番委員，12番委員，13番委員，14番委員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって，ただ今，指名いたしました総社市遊休農地対策特別委員会委員に3番委員，7番委員，8番委員，9番委員，10番委員，15番委員，総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に2番委員，5番委員，6番委員，12番委員，13番委員，14番委員が当選されました。

【日程第10，11，12】

(会長)

次に，日程第10から日程第12までの議題について一括審議したいと思っています。

日程第10 総社市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦，日程第11 総社市耕作放棄地対策協議会委員の推薦については，総社市産業部農林課からの推薦依頼であります。

推薦人数につきましては，総社市農業振興地域整備促進協議会委員が2人，総社市耕作放棄地対策協議会委員が4人です。

次に，日程第12 総社市都市計画審議会委員の推薦につきましては，総社市建設部都市計画課から1人の推薦依頼であります。

総社市農業振興地域整備促進協議会，総社市耕作放棄地対策協議会，総社市都市計画審議会の業務内容等について事務局から説明をお願いします。

(局長)

総社市農業振興地域整備促進協議会につきましては，目的は，農業振興地域整備計画の策定または変更等に関する重要事項について審議し，市長に答申または意見を述べる機関であります。事務局は，総社市産業部農林課が担当しております。また，総社市耕作放棄地対策協議会につきましては，目的は，耕作放棄地を解消していくための対策を協議する機関であります。事務局は，同じく

総社市産業部農林課が担当しております。

次に、総社市都市計画審議会につきましては、目的は、都市計画に関する事項について市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行う機関であります。

事務局は、総社市建設部都市計画課が担当しております。

それぞれの任期につきましては、総社市農業振興地域整備促進協議会委員の任期が、平成32年7月19日、総社市耕作放棄地対策協議会委員の任期が平成31年5月31日、総社市都市計画審議会委員の任期が平成31年5月31日までであります。

以上であります。

(会長)

総社市農業振興地域整備促進協議会、総社市耕作放棄地対策協議会、総社市都市計画審議会の推薦について、いかがな方法により行いましょうか。

(11番委員)

選考委員会委員による選考でお願いしたいと思います。

(会長)

選考委員会委員による選考という意見がありましたが、他にご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

ご意見がないようですので、選考委員会委員による選考により行うことでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、総社市農業振興地域整備促進協議会委員2人、総社市耕作放棄地対策協議会委員4人、総社市都市計画審議会委員1人の推薦については、私を除く選考委員会委員で選考することに決定いたしました。

それでは、選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

【午前11時19分から午前11時22分まで休憩】

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会代表の方は、選考結果を報告願います。

(9番委員)

選考委員会では、慎重に審議したところ、総社市農業振興地域整備促進協議会の委員に3番委員、10番委員、総社市耕作放棄地対策協議会の委員に1番委員、4番委員、7番委員、10番委員、総社市都市計画審議会の委員に11番委員をそれぞれ選考したことに決定したことを報告いたします。

(会長)

選考委員会から報告がありました総社市農業振興地域整備促進協議会の委員に3番委員、10番委員、総社市耕作放棄地対策協議会の委員に1番委員、4番委員、7番委員、10番委員、総社市都市計画審議会の委員に11番委員をそれぞれ推薦することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

総社市農業振興地域整備促進協議会の委員に3番委員、10番委員、総社市耕作放棄地対策協議会の委員に1番委員、4番委員、7番委員、10番委員、総社市都市計画審議会の委員に11番委員をそれぞれ推薦することに決定いたしました。

(会長)

以上をもちまして、今期総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、委員の皆様にお諮りしたいことがあります。

農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされています。総社市農業委員会運営委員会規程第2条第5号の規定により、総社市農業委員会運営委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針に関する事項を所管するとされていることから、総社市農業委員会運営委員会で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の案を作成させていただければと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、総社市農業委員会運営委員会で農地等の利用の最適化の推進に関する指針の案を作成することに決定いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされていますので、作成後は、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の意見を聴くことといたします。また、その後、総社市農業委員会総会に諮り策定していきたいと思っております。

次に、事務局から事務連絡等ありましたらお願いいたします。

(次長)

【総社市農業委員会の互助会及び同規約の一部改正について報告】

【総社市農業委員会の主要活動予定について報告】

【総社市農業委員会名簿の公表について】

【次回の総会について】

(会長)

以上をもちまして、平成29年第8回総社市農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

閉会 午前11時29分